

【公布された条例等のあらまし】

- **徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**（規則第四十号）

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和七年五月一日とすることとした。

- **徳島県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十一号）

一 徳島県生活環境保全条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和七年五月一日から施行することとした。

- **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第四十二号）

一 受注者は、平成二十八年四月一日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金の一部を、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることとした。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和七年五月一日から施行することとした。